

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年 3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第12号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収金の納付先又は納入先)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金で自動車税以外の税目に係るものにあつては指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）又は県内の郵便局その他規則で定める郵便局（以下「県内の郵便局等」という。）に、<u>自動車税に係るものにあつては指定金融機関等、県内の郵便局等又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者に払い込まなければならない。</u>ただし、県たばこ税及び県が課する固定資産税以外の税目に係る徴収金にあつては課税地を所管する県税事務所等の税務出納員（県税に関する収入事務を取り扱わせるため、規則で定めるところにより設置する出納員をいう。以下この条において同じ。）に、県たばこ税及び県が課する固定資産税に係る徴収金にあつては総務部税務課の税務出納員に納付し、又は納入することを妨げない。</p>	<p>(徴収金の納付先又は納入先)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金で<u>県が課する固定資産税</u>以外の税目に係るものにあつては指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）又は県内の郵便局その他規則で定める郵便局に、<u>県が課する固定資産税</u>に係るものにあつては指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、県たばこ税及び県が課する固定資産税以外の税目に係る徴収金にあつては課税地を所管する県税事務所等の税務出納員（県税に関する収入事務を取り扱わせるため、規則で定めるところにより設置する出納員をいう。以下この条において同じ。）に、県たばこ税及び県が課する固定資産税に係る徴収金にあつては総務部税務課の税務出納員に納付し、又は納入することを妨げない。</p>

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。